

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例について

令和2年9月

三重県 環境生活部 廃棄物対策局

廃棄物・リサイクル課

<目 次>

I. はじめに	3
II. 逐条解説	4
第1章 総則（第1条～第6条）	4
1 目的（第1条）	4
2 定義（第2条）	6
3 責務（第3条～第6条）	9
第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保（第7条～第36条）	12
1 事業者等の義務（第7条～第14条）	12
(1) 処分を委託する場合の確認（第7条）	12
(2) 産業廃棄物の保管場所に係る届出（第8条）	15
(3) 県内搬入に係る届出等（第9条～第12条）	18
(4) 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等（第13条～第14条）	25
2 土地所有者等の義務（第15条～第18条）	29
3 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮（第19条～第34条）	32
4 産業廃棄物の処理状況等の透明化（第35条・第36条）	49
(1) 産業廃棄物の処理状況の報告等（第35条）	49
(2) 行政処分等の公表（第36条）	52
第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理（第37条～第39条）	54
第4章 雑則（第40条～第42条）	56
1 産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取（第40条）	56
2 報告及び検査等（第41条）	56
3 委任（第42条）	57
第5章 罰則（第43条～第46条）	58
附則	59
（参考）合意形成手続に関するフロー図	62

I. はじめに

産業廃棄物の適正な処理の確保は、産業活動にとって必要不可欠だけでなく、持続可能な社会を構築し、健全で恵み豊かな環境を次代に継承するうえでも重要です。しかしながら、全国的に産業廃棄物の不適正処理は後を絶たず、また、産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺環境への悪影響を懸念する地域住民との間で紛争が生じるなどの問題が多発してきたことから、このような課題の解決に向け、国、都道府県等においては、産業廃棄物行政に係る法令制度等の充実や体制整備に取り組んできました。

国においては、昭和45年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）を制定して以来、累次の改正により、排出事業者責任の強化、産業廃棄物処理業・処理施設設置許可制度の整備や罰則の強化等が行われてきました。

本県においても、こうした国による対策の強化を踏まえながら、産業廃棄物処理施設の設置をめぐる問題の解消に向け、昭和63年に「三重県産業廃棄物処理指導要綱」（以下「指導要綱」という。）を制定し、施設設置の計画段階からの周辺住民との合意形成手続及び関係機関との調整等を規定することで、紛争防止等を図ってきました。

また、平成12年に地方分権一括法が施行され、地方自治体の条例制定権が拡大したことから、平成13年3月に「三重県生活環境の保全に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）を制定し、排出事業者責任の徹底、県外産業廃棄物の搬入に係る届出の義務化、産業廃棄物処理施設の設置に係る配慮等の規定を整備しました。

さらに、生活環境保全条例から必要な規定を引き継ぐとともに、保管と称した産業廃棄物の不適正な処理、土地所有者等の管理責任のあり方、産業廃棄物の処理状況の透明化など、生活環境保全条例施行後に明らかになった課題を解消し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下単に「条例」という。）を平成20年10月に制定し、平成21年4月に施行しました。

この度、条例の施行後10年ほどが経過し、産業廃棄物処理施設設置に係る事前手続にあたり、地域住民に事業計画が十分に周知されていない可能性や、優良な産業廃棄物処理業者の育成及びその活用を促進する仕組みの必要性、県内における不法投棄の発生件数・発生量の増加に関し、建設系廃棄物の割合が高いことから排出事業者の法令遵守意識の向上など、この間に明らかとなった課題等に対応するため、条例の改正を行いました。

II. 逐条解説

第1章 総則（第1条～第6条）

1 目的（第1条）

（目的）

第1条 この条例は、三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号）の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的とする。

<規則>

（趣旨）

第1条 この規則は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

三重県では、「三重県環境基本条例（以下「基本条例」という。）」の基本理念にのっとり、持続可能な循環型社会を創造していくため、産業廃棄物の不適正な処理に関する施策の展開を図ってきました。

この条例において、こうした基本条例の理念に基づき、三重県の実情に応じた産業廃棄物に係る施策の推進に必要な事項を定めることにより、適正な処理の推進を図るものです。

【参考】 三重県環境基本条例
（基本理念）

第3条 環境の保全は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることが目的として、全てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、地域における多様な生態系の均衡を維持し、及び回復し、並びに自然が有する自らを再生しようとする能力を発揮できるようにするとともに、自然と人との触れ合いを保つことにより、自然と人との共生並びに県民生活に欠くことのできない安らぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、全てのものの英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものの事業活動及び日常生活において推進されるとともに、県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

【解説】

1) 「産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置」とは

廃棄物処理法だけでは、必ずしも地域の実情に十分対応できないことから、同法を補完し、三重県における産業廃棄物の適正な処理を推進するため、この条例において、以下の規定を設けています。

- ①処分を委託する場合の確認等（第7条）
- ②産業廃棄物の保管場所に係る届出（第8条）
- ③県内搬入に係る届出（第9条～第12条）
- ④解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等（第13条～第14条）
- ⑤所有地等の使用方法等の確認等（第15条～第18条）
- ⑥ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理（第37条～第39条）

2) 「その他必要な事項」とは

この条例の施行における必要な事項として、県、事業者、産業廃棄物処理業者及び土地所有者等、産業廃棄物に関係するものの責務、産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等、以下のことを規定しています。

- ①県の責務（第3条）
- ②事業者の責務（第4条）
- ③産業廃棄物処理業者の責務（第5条）
- ④土地所有者等の責務（第6条）
- ⑤産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（第19条）
- ⑥合意形成手続（第20条～第34条）
- ⑦産業廃棄物の処理状況の報告等（第35条）
- ⑧行政処分等の公表（第36条）
- ⑨産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取（第40条）
- ⑩報告及び検査等（第41条）

3) 産業廃棄物の処理とは

産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分及び最終処分など、産業廃棄物が排出されてから、最終処分されるまでの一連の行程における処理を含みます。

4) 「生活環境の保全」とは

生活環境とは、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境のことをいい、生活環境の保全とは、健康で安全かつ快適な生活環境、その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、また、保護すること、さらに、環境水準の向上を図ることをいいます。

2 定義（第2条）

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (2) 土地所有者等 県内の土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (3) 工場等 産業廃棄物を生じる工場又は事業場をいう。
- (4) 解体作業現場等 工作物の解体、改築又は新築に伴い産業廃棄物を生じる作業現場をいう。
- (5) 不適正な処理 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない処理をいう。
- (6) 不適正な処分 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分をいう。
- (7) 産業廃棄物の処理施設 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 法第14条第1項及び法第14条の4第1項の規定による許可を受けようとする者及び受けた者が、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うための産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設又は場所
 - ロ 法第14条第6項及び法第14条の4第6項の規定による許可を受けようとする者及び受けた者が、産業廃棄物の処分を業として行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設
- (8) 関係地域 産業廃棄物の処理施設の設置又は規則で定める変更（以下「設置等」という。）により生活環境に影響が生じるおそれがある地域として規則で定める地域をいう。
- (9) 関係住民等 次に掲げるものをいう。
 - イ 事業計画地（産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする土地をいう。以下この号において同じ。）及び事業計画地の敷地境界からおおむね20メートル以内の土地所有者及び現に土地権利を有する者
 - ロ 関係地域内に居住する者及び事務所、店舗等の代表者又は責任者
 - ハ その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者

<規則>

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2条の2 条例第2条第2項第8号の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 産業廃棄物の処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するもの
- (2) 産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に係る変更であって、当該変更に伴い生活環境への負荷を増大させることとなるもの
- (3) 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更（単に種類を減ずる場合を除く。）
- (4) 産業廃棄物の処理施設の用途の変更であって、事業者がその事業活動に伴い生じる産業廃棄物を自ら処理するための処理施設を、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うために使用することとするもの

第2条の3 条例第2条第2項第8号の規則で定める地域は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の処理施設の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める範囲の地域とする。

産業廃棄物の処理施設	範囲
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号イに規定する場所	事業計画地の敷地境界からおおむね1,000メートル以内
2 令第7条第14号ロに規定する場所であって、その面積が3,000平方メートル以上のもの	
3 令第7条第14号ハに規定する場所であって、その面積が1,000方メートル以上のもの	
4 令第7条第14号ロに規定する場所であって、第2号に掲げるもの以外のもの	事業計画地の敷地境界からおおむね500メートル以内
5 令第7条第14号ハに規定する場所であって、第3号に掲げるもの以外のもの	
6 令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設であって、1日当たりの処理能力が100トンを超えるもの	事業計画地の敷地境界からおおむね1,000メートル以内
7 令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設であって、前号に掲げるもの以外のもの	事業計画地の敷地境界からおおむね800メートル以内
8 次のいずれかに該当する焼却施設（前2号に掲げる施設を除く。） イ 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設 ロ 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却	事業計画地の敷地境界からおおむね500メートル以内

<p>施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>ハ 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設</p> <p>ニ 産業廃棄物の焼却施設（イからハマまでに該当するものを除く。）</p>	
<p>9 前各号に掲げる産業廃棄物の処理施設以外の産業廃棄物の処理施設</p>	<p>事業計画地の敷地境界からおおむね100メートル以内</p>

第2条の4 条例第2条第2項第9号ハの規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。第15条第2項第8号及び同条第3項第4号において同じ。）を放流する場合において、放流地点から下流方向へおおむね1,000メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者（慣行水利権を含む。）及び漁業権者
- (2) 産業廃棄物の処理施設の用に供する私道の敷地境界からおおむね20メートル以内の土地所有者及び現に土地使用权原を有する者

【趣旨】

この条例において、語義を明示し、語義の統一を図ることが必要である用語について意義を規定したものです。

基本的には、廃棄物処理法の用語の例によることとしていますが、廃棄物処理法で使用されていない用語のうち、必要なものについてはここで定義しています。

【解説】

1) 「土地所有者等」とは（第2項第2号）

県内の土地を所有する個人、法人及びその他の団体のほか、土地所有者から土地の管理の委託を受けているもの（「管理するもの」）、地上権、借地権等の所有権以外の権原に基づき、土地に支配権を及ぼすもの（「占有するもの」）を含みます。

また、県内に土地を所有し、占有し、又は管理する県外のものも含んでいます。

2) 「産業廃棄物の処理施設」とは（第2項第7号）

第19条から第34条の合意形成手続の対象となる施設として、産業廃棄物収集運搬業に係る積替保管施設、産業廃棄物処分業に係る処理施設を定めています。

3) 「関係地域」、「関係住民等」とは（第2項第8号及び第9号）

合意形成を図る対象について、産業廃棄物の処理施設の設置等により、生活環境に影響が生じるおそれがある地域として、規則により、設置する産業廃棄物処理施設の種類に応じて範囲を定めています。その距離を減じることができませんが、実情において距離により明確に区切ることが困難な場合が考えられることから、合意形成を図るべき範囲の目安として「おおむね」としています。

3 責務（第3条～第6条）

（県の責務）

第3条 県は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等、市町その他の行政機関及び県民との緊密な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、監視体制を整備するとともに、県民の協力を得るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理を委託する場合においては、当該産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（産業廃棄物処理業者の責務）

第5条 産業廃棄物処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理の委託を受けた場合は、当該委託に係る産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 産業廃棄物処理業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、その所有地等の適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

責務規定は、この条例の目的を達成するために必要な各主体の役割を宣言的に規定するものです。県はもとより、事業者、産業廃棄物処理業者、さらに土地所有者等が、それぞれ産業廃棄物の適正な処理の推進に主体的に取り組むことが重要であることから、廃棄物処理法に規定されている内容であっても、この条例において改めて規定し、各責務を明確化しています。

例えば、産業廃棄物は排出事業者が自らの責任において処理することが原則であり、その処理を委託する場合であっても最終的な処理が行われるまで注意義務を負うとされていることから、この条例においても第4条においてその責務を明確化しています。

また、排出事業者からの委託により産業廃棄物を処理する産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の適正な処理に重要な役割を担っていることから、その責務を第5条に

において改めて規定しています。

一方、県内で発生した産業廃棄物の不適正処理事案では、管理の行き届いていない空閑地での不法投棄や不適正保管が見受けられることから、このような不適正な処理の防止における土地管理の重要性に鑑み、土地所有者等の責務を第6条に設けています。

【解説】

1) 県の責務（第3条）

①「県」とは

地方自治法第1条の3第2項（昭和22年法律第67号）に規定する県を指すものであり、知事、教育委員会、公安委員会等を含みます。

②「産業廃棄物の適正な処理の推進に関する総合的な施策」とは（第1項）

廃棄物処理法第5条の5に規定する廃棄物処理計画のうち産業廃棄物に関するものを指します。

③「県民の協力」とは（第2項）

産業廃棄物の不適正な処理は悪質、巧妙化しており、県ではこれらへの対策として種々の施策を講じているものの、依然として不適正な処理の発生が後を絶たない状況にあります。これらの未然防止には、県の施策に対する県民の参画が不可欠であることから、県は今後も県民の協力を得るよう努めながら不適正な処理の防止を図るものです。

なお、県民とは、三重県内の区域内に住所を有する個人、団体をいいます。

また、協力とは、違法な処理の発見時の通報など、県に必要な情報を提供すること等をいいます。

2) 事業者の責務（第4条）

①「事業者」とは

この条例において事業者とは、廃棄物処理法で使用する用語の例により、排出事業者を指します。

そのため、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、公共事業等を営む者も含みます。

②「自らの責任において適正に処理」とは（第1項）

発生させた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理するだけでなく、産業廃棄物処理業者又は地方公共団体に処理を委託して適正に処理する場合も含まれます。

③「処理が適正に行われるために必要な措置」とは（第2項）

産業廃棄物の発生から、再生や埋立処分など最終処分までの一連の処理の行程において、注意義務の履行として事業者に求められるあらゆる措置をいいます。

3) 土地所有者等の責務 (第6条)

① 「適正な管理」とは (第1項)

土地及びその管理形態や周辺の土地の利用状況により、具体的な内容は異なりますが、例えば、不適正な処理が行われていないか定期的な確認を行う、必要に応じて周囲に侵入防止柵を設置する、立入禁止の看板を設置するなどの管理行為が広く該当します。

② 「施策に協力する」とは (第2項)

例えば、不法投棄防止のための看板の設置や不法投棄者発見のための監視カメラの設置に対して、土地所有者等に土地の使用について協力いただくことをいいます。

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保（第7条～第36条）

1 事業者等の義務（第7条～第14条）

（1）処分を委託する場合の確認（第7条）

（処分を委託する場合の確認等）

第7条 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物の処分を業とする者（法第14条第6項又は同法第14条の4第6項の規定による許可を受けた者に限る。以下「処分業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を処分するための能力を当該委託しようとする処分業者が現に有していることを確認するとともに、規則で定める事項を記録しておかなければならない。その確認をした日から1年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。

2 事業者は、処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、当該処分業者への搬入の停止その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、規則で定めるところにより、当該不適正な処分の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。

<規則>

（確認及び記録事項等）

第3条 条例第7条第1項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、当該確認した事項の記録は5年間保存するものとする。

- (1) 自ら実地に調査し、及び確認すること。
- (2) 自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。
- (3) 条例第9条第1項第2号の優良認定処理業者が公開している情報により、自ら確認すること。

2 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 確認の年月日
- (2) 確認の方法
- (3) 委託に係る産業廃棄物を処理する施設における処分の状況
- (4) 委託に係る産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の残存容量の有無
- (5) 委託に係る産業廃棄物の保管の状況

第4条 条例第7条第2項の規定による報告は、不適正な処分が行われていることを知った後、遅滞なく、措置内容等報告書（第1号様式）により行うものとする。

【趣旨】

廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自ら適正に処理しなければならないとする排出事業者の処理責任の原則が規定されており、この原則は、自ら処理するか又は他人に処理を委託するかにかかわらず、最終的に適正な処分が終了するまでその責任が徹底されるべきこととして定められています。

しかし、このような法律の規定にもかかわらず、排出事業者の中には委託先の処理施設において、処分の委託をした産業廃棄物が適正に処分できるかどうかを十分に確認しないまま、安易に委託するケースが見受けられます。

そのため、生活環境保全条例で、産業廃棄物を排出する事業者の責務として、処分の委託をした先の産業廃棄物処理業者が、その産業廃棄物を適正に処分することができる能力を有するかどうかについて確認することを規定していた条項を、この条例に移行させたものです。

【解説】

1) 「処分するための能力の確認」とは(第1項)

処分を委託しようとする産業廃棄物が、委託先の処理施設においてどのように処分されることになるのか(処分の状況)、あるいはどのように保管されることになるのか(保管の状況)などについて、排出事業者が自らの責任において確認し、受入れが可能かどうかの判断を行うことをいい、当該確認は処分を委託する契約日前のできるだけ直近の日に行うことが望まれます。

なお、これは、排出事業者責任の徹底を図るための注意義務であり、県内での処分に限るものではありません。

2) 「記録」とは(第1項)

現在、受入れが可能かどうかを確認するとともに、規則第3条第2項の事項に関し、当該状況(様子)について見聞した内容を業務報告書等の書面に記載したものをいいます。

3) 「いずれかの方法」とは(規則第3条)

確認の方法としては、排出事業者責任の観点から規則第3条第1項第1号の規定により自ら実地に調査し確認することが基本となりますが、事業者が実地に調査することが困難な場合は、規則第3条第1項第2号の規定により、自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、確認しても差し支えないものとしています。「実地に調査している者」については、対象を限定していませんが、排出事業者責任の重要性から「自らの責任において」としているとおおり、事業者に代わって確実に確認を行えるものから聴取する必要があるため、当該確認を第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障をきたすようなときは第7条第1項の確認義務の履行がなされたとはいえませんが、

4) 「優良認定処理業者が公開している情報」とは(規則第3条)

優良認定制度創設の趣旨等を踏まえ、令和2年7月の規則改正により、優良認定処理業者(優良認定取得後に特定不利益処分を受けていない者に限る)に委託する場合には、優良認定処理業者が公開している情報により確認しても差し支えないものとなりました。この場合における「処分の状況」及び「保管の状況」の確認については、法施行規則第10条の4の2第2号ホ、ヘ、リに基づき公開される処理施設に関する事項、処理工程図及び処理施設の維持管理に関する情報に加え、同号ト、チに基づき公開される産業廃棄物の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保

管量及び処分後の産業廃棄物の持出量などの情報を確認し、処理が滞っていないかを確認することが考えられます。

なお、条例第7条に基づく確認については、排出事業者の責任として、委託業者が適正に処分することができる能力を有していることの確認を求めているものであり、優良認定処理業者への委託であっても、排出事業者の判断により、必要に応じて、実地調査の実施や処理業者に写真や書類の提出を求め、聴き取りを行うことなどが考えられます。

5) 「その他の必要な措置」とは(第2項)

排出事業者がその権限において最大限に対処することであり、委託契約の見直しや廃棄物の搬入制限などがこれに該当します。

(2) 産業廃棄物の保管場所に係る届出 (第8条)

(産業廃棄物の保管場所に係る届出)

第8条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所(工場等又は解体作業現場等をいう。)以外の場所(県の区域内に限る。)で自ら保管するときは、規則で定めるところにより、保管を開始する日までに、当該産業廃棄物の保管の用に供する場所(以下この条において「保管場所」という。)の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 保管場所の所在地、面積並びに土地所有者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 産業廃棄物の保管の方法
- (5) 保管場所の使用開始予定年月日

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。

- (1) 保管場所の面積が規則で定める面積に満たないとき。
- (2) 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において産業廃棄物の保管をするとき。
- (3) 産業廃棄物処理施設が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。
- (4) 規則で定める一時的な保管をするとき。
- (5) 特別措置法第8条(特別措置法第15条において準用する場合を含む。)に規定する届出に係る事業場内で当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第17項に規定する関連事業者が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。
- (7) 法第12条第3項及び第4項の規定による産業廃棄物の保管をし、又は法第12条の2第3項及び第4項の規定による特別管理産業廃棄物の保管をするとき。
- (8) 法第12条の7第1項の認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物を保管するとき。

3 第1項の規定による届出をした事業者は、同項第1号から第4号までに掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

<規則>

(産業廃棄物の保管場所に係る届出)

第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所届出書(第2号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 保管場所の付近の見取図
- (2) 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図
- (3) 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面
- (4) その他知事が必要と認める書類又は図面

(保管場所に係る届出の適用除外)

第6条 条例第8条第2項第1号の規則で定める面積は、100平方メートルとする。

2 条例第8条第2項第4号の規則で定める一時的な保管は、産業廃棄物の保管を開始した日から3日以内に保管場所に保管するすべての産業廃棄物を保管場所から搬出する場合とする。

(保管場所の変更等に係る届出)

第7条 条例第8条第3項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所(変更・廃止)届出書(第3号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、第5条第2項各号に掲げる事項のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

【趣旨】

産業廃棄物の不適正な保管は、比較的短期間に大量の廃棄物が持ち込まれ、県民等の通報により判明したときには、既に生活環境への悪影響が懸念されるような事態になっていることがあります。これらは、排出事業者が発生場所以外の自社等の敷地に保管と称して自社の産業廃棄物を搬入する場合に多く見受けられます。

このため、排出事業者(原因者)による産業廃棄物の保管が適正に行われるよう、保管場所の所在地、廃棄物の種類や保管方法及び土地所有者等について、知事への事前の届出義務を課し、保管の初期の段階から廃棄物処理法に基づく保管のための基準の指導を行い、不適正な保管の未然防止を図ることとしています。

なお、届出をしないで保管した場合の届出義務違反については、届出の実効性を担保する上で、罰則を設けています。

【解説】

1) 「(県の区域内に限る)」とは(第1項)

三重県内で産業廃棄物を保管する場合は届出の対象となります。そのため、三重県以外の都道府県内で排出した産業廃棄物を三重県の区域内で保管する場合も届出の対象となります。

2) 「保管を開始する日まで」とは(第1項)

この届出は、事前に保管場所を把握し、適正な保管を図ることを目的とするも

のであることから、実際に保管を開始する日までに届出を行う必要があります。

3) 「保管場所」とは(第1項)

産業廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物処理法においてその保管場所の周囲に囲いを設けることとされており、この条例においても保管場所の区域は、その囲いにより囲われた場所を指します。そのため、事業場全体の囲いが産業廃棄物の保管場所の囲いである場合は、事業場全体の面積から住居・事務所等の建屋を除いた場所が保管場所となり、その面積が100m²以上の場合は、届出が必要となります。

4) 適用除外について(第2項)

① この条項は、一定規模以上の保管場所を事前に把握し、立入検査等により違法な保管を未然に防止する目的で設けたものであり、産業廃棄物処理業者がその事業の用に供する保管場所等、廃棄物処理法等の法規制によって保管場所が把握できるものについては、届出の対象としていません。

ただし、この条例の用語は廃棄物処理法の例により、第8条の事業者は排出事業者を指していることから、たとえ産業廃棄物処理業者であっても、発生させた産業廃棄物の排出業者に当たる場合で、当該産業廃棄物を発生する場所以外で保管し、かつ、その面積が100m²以上の場合は届出の対象となります。

② 一時的な保管とは、保管を開始した日から3日以内(保管を開始した当日は含まない。)の保管をいいます。

③ 廃棄物処理法第12条第3項及び第12条の2第3項の規定に基づく産業廃棄物の保管場所の届出(建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管のように供される場所が300m²以上の場所で保管するとき)がなされた場合は、条例による届出は必要ありません。

(3) 県内搬入に係る届出等(第9条～第12条)

(県内搬入に係る届出)

第9条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者(以下これらを「県外排出事業者」という。)は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分(処分業者に委託するものに限る。)するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の15日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量(当該委託に係る契約日以前1年間に委託した数量を含む。)が200トン未満又は200立方メートル未満の場合(次号に掲げる場合を除く。)

(2) 県外排出事業者が一の優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の11第2号又は同令第6条の14第2号に掲げる者であって、その許可の有効期間(法第14条第8項又は法第14条の4第8項の許可の有効期間をいう。)において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない者に限る。)に委託する産業廃棄物の数量(当該委託に係る契約日以前1年間に委託した数量を含む。)が1,000トン未満又は1,000立方メートル未満の場合

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号に規定する特定有害産業廃棄物のうち同号トに定める廃石綿等を除くものその他規則で定めるもの(以下「指定特別管理産業廃棄物」という。)を生じる県外排出事業者が、当該指定特別管理産業廃棄物を県内で処分(処分業者に委託するものに限る。)するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の20日前までに、規則で定めるところにより、当該指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する指定特別管理産業廃棄物の数量(当該委託に係る契約日以前1年間に委託した数量を含む。)が50トン未満又は50立方メートル未満の場合は、この限りでない。

<規則>

(県内搬入に係る届出)

第8条 条例第9条第1項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入届出書(第4号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第1項本文の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 工場等又は解体作業現場等の名称及び所在地
- (3) 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる)

る事務所の所在地)

- (4) 産業廃棄物の性状及びその発生工程の概要
- (5) 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所
- (6) その他知事が必要と認める事項

3 第1項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- (2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- (3) 産業廃棄物の発生工程の概要図
- (4) 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(指定特別管理産業廃棄物)

第9条 条例第9条第2項本文の規則で定めるものは、令第2条の4第6号から第11号までに定める産業廃棄物をいう。

(指定特別管理産業廃棄物の県内搬入に係る届出)

第10条 条例第9条第2項本文の規定による届出は、県外指定特別管理産業廃棄物搬入届出書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第2項本文の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 指定特別管理産業廃棄物を生じる工場等又は解体作業現場等の名称及び所在地
- (3) 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (4) 指定特別管理産業廃棄物の性状及びその発生工程の概要
- (5) 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所
- (6) その他知事が必要と認める事項

3 第1項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- (2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- (3) 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図
- (4) 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(県内搬入に係る変更の届出)

第10条 前条第1項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の15日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第2項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の20日前までに、

その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

<規則>

(県内搬入の変更に係る届出)

第11条 条例第10条第1項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入変更届出書(第6号様式)により行うものとする。

2 前項の県外産業廃棄物搬入変更届出書には、第8条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

3 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業廃棄物の数量を減少する変更
- (2) 処分の期間を短縮する変更

第12条 条例第10条第2項本文の規定による届出は、県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書(第7号様式)により行うものとする。

2 前項の県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書には、第10条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

3 条例第10条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定特別管理産業廃棄物の数量を減少する変更
- (2) 処分の期間を短縮する変更

(勧告及び公表)

第11条 知事は、第9条第1項本文若しくは第2項本文又は前条第1項本文若しくは第2項本文の規定による届出があった場合において、当該届出に係る産業廃棄物の不適正な処分が県内において行われるおそれがあると認めるときは、当該届出に係る産業廃棄物の搬入に際して、当該届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、県外排出事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該県外排出事業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、県外排出事業者が第9条第1項本文若しくは第2項本文又は前条第1項本文若しくは第2項本文の規定による届出を行わないで搬入したときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定特別管理産業廃棄物に係る報告等)

第12条 知事は、第9条第2項本文の規定による届出又は第10条第2項本文の規定による変更の届出があったときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物

の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。

- 2 知事は、第9条第2項本文の規定による届出又は第10条第2項本文の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、第9条第2項本文の規定による届出又は第10条第2項本文の規定による変更の届出を行った県外排出事業者に対し、当該指定特別管理産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、報告を求めることができる。
- 4 知事は、前項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。
- 5 知事は、第3項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表することができる。
- 6 知事は、県外排出事業者が第3項の規定による報告を行わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

<規則>

(指定特別管理産業廃棄物に係る公表)

- 第13条** 条例第12条第2項及び第5項の規定による公表は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。
- 2 前項の公表は、当該届出等に関する事務を所掌する地域防災総合事務所及び地域活性化局（以下「地域防災総合事務所等」という。）において、一般の閲覧に供するものとする。

【趣旨】

第7条の規定により、産業廃棄物を排出する事業者は、処分を委託する産業廃棄物処理業者が、その産業廃棄物を適正に処分することができる能力を有するかどうかについて、確認する必要があります。

しかしながら、県外排出事業者にはこうした義務を課すことができないため、生活環境保全条例において、産業廃棄物を県内に搬入して処分する場合に届出義務を課し、適切な指導を行うことにより不適正な処分の未然防止を図ってきたところであり、この条例においても同様の規定を設けています。

一方、特定有害産業廃棄物など有害な産業廃棄物の県外からの搬入に関して、どのような事業所で排出されたものなのか、また、どのように搬入され、どのように処理が行われるのかといったことについて、処理施設の周辺住民の関心が高まってきています。こうした背景には、より安全で快適な生活環境が求められるなかで、これらの処理に関する情報が十分に提供されていないことによる不安感等があるものと考えられます。

このため、県外から搬入され処理される指定特別管理産業廃棄物について届出の義務を課し、県内に搬入する必要性も含めその内容を情報提供することにより透明化を図るものとしています。

また、指定特別管理産業廃棄物が適正に処理されたかどうかの情報についても提供を行うこととし、処理施設周辺の地域住民等の不安感等の解消と、県外産業廃棄物の適正な処理を推進することとしています。

【解説】

1) 県内搬入に係る届出（第9条）

①「県外排出事業者」とは

県外の排出事業者のほか、三重県外で産業廃棄物を中間処理した際に生じる中間処理後の産業廃棄物を三重県内に搬入する場合は、その中間処理を行った者が県外排出事業者該当します。

②「委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）」とは（第1項及び第2項）

委託する産業廃棄物の数量は契約数量で判断するため、契約数量が200トン以上かつ200m³以上の場合に届出が必要となります。また、「当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む」とされていることから、契約数量が200トン未満又は200m³未満であっても、当該契約をした日以前1年間に同一処分業者に委託契約した産業廃棄物の数量を加算した量が200トン以上かつ200m³以上となった場合は届出対象となります。

複数年契約の場合、1年当たりの契約数量が200トン未満又は200m³未満となる場合であっても、当該契約数量の累計が200トン以上かつ200m³以上となる場合は、委託契約時に届出が必要となります。また、自動更新する契約の場合も契約数量については同様に考え、届出が必要となる契約数量の場合は契約が更新されるごとに届出が必要となります。

なお、令和2年3月の改正により、優良認定処理業者（優良認定取得後に特定不利益処分を受けていない者に限る）に処分を委託する場合は、契約数量が1,000トン以上かつ1,000m³以上の場合が届出対象となります。

③「指定特別管理産業廃棄物」とは（第2項）

廃棄物処理法施行令第2条の4第5号に定める特定有害産業廃棄物のうち廃石綿等を除いたもの及び輸入された廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項第2号に定めるもの）の処理に伴い発生した特別管理産業廃棄物等（廃棄物処理法施行令第2条の4第6号から第11号までに定めるもの）をいいます。

2) 県内搬入に係る変更の届出（第10条）

①「規則で定める軽微な変更」とは（第1項及び第2項）

県内に搬入する産業廃棄物等の数量が減少する場合や、処分の期間を短縮する場合は、変更届出の適用除外となります。

なお、搬入日が早まり、当初届出日から搬入までの期間が15日未満となる場合（第9条第1項の規定による届出の場合。第9条第2項の規定による届出の場合は20日未満となる場合）は、事前の届出義務に違反することになるため、変更届出では対応できません。このような場合、規定による届出を行わずに県内に搬入したときは、第11条第3項の規定による公表の対象となります。

3) 勧告及び公表（第11条）

①「勧告することができる」とは（第1項）

搬入する産業廃棄物の不適正な処分がなされるおそれがある場合において行うもので、例えば、

ア 委託する産業廃棄物の種類及びその処分内容が、処分業者の事業の範囲に含まれないとき。

イ 委託先の処分業者が、廃棄物処理法に基づく改善命令等を受けている場合で、当該産業廃棄物を搬入することにより、当該改善命令等の履行に支障が生ずるおそれがあるとき。

ウ 処分業者が改善命令等により処分できなくなり、委託した産業廃棄物が放置されるおそれがあるとき。

などが該当します。

②勧告における「必要な措置」とは（第1項）

搬入の停止など、排出事業者がその権限において最大限に対処することができると認められる措置を広く含みます。

③「公表することができる」とは（第2項及び第3項）

県外排出事業者が勧告に従わないとき又は届出を行わなかったときは、第11条第2項若しくは第3項の規定により原則として公表することとしています。行政手続法に準じて行う意見聴取により、勧告に従わなかったことや必要な届出をせず搬入したことについて正当な理由があると認められる場合はこの限りではありません。

なお、公表は、県のホームページへの掲載により行うこととします。

4) 指定特別管理産業廃棄物に係る報告等（第12条）

①「市町長に通知する」及び「届出の内容を公表する」とは（第1項及び第2項）

第9条第2項又は第10条第2項の規定に基づく指定特別管理産業廃棄物の届出があったときは、「いつ」、「どこから」、「どのような廃棄物が」、「どこへ」、「どれだけ搬入されるか」等について、速やかに処分を行おうとする場所の所在する市町へ通知するものとしています。

また、当該届出の公表は、情報公開条例第7条各号に該当する情報を除いた上で、当該届出に関する事務を所掌する県の地域機関において届出書を閲覧に供することにより行います。

なお、公表期間は、概ね処理委託契約期間と同一とし、必要に応じて調整を行うこととします。

②「報告」とは（第3項）

報告に必要な書類としては、例えば搬入実績や、産業廃棄物処理業者より入手した処理施設の排ガス測定結果、放流水の水質検査結果、処理残渣の分析結果などの資料が該当します。

③「報告内容の公表」及び「その旨を公表」の方法とは（第5項及び第6項）

第12条第3項の規定により報告を受けた内容は、施設周辺地域住民の不安を払拭することを目的に、必要に応じて事務を所掌する県の地域機関において閲覧に供することにより公表することとしています。

また、報告が行われなかったときは、第12条第6項の規定に基づき、原則として公表することとしています。ただし、必要な報告を行わなかったことについて正当な理由があると認められる場合はこの限りではありません。

(4) 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等（第13条～第14条）

(解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等)

第13条 対象解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第3項第1号の解体工事（以下この条において単に「解体工事」という。）であって、同法第9条第1項の対象建設工事であるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の元請業者（同法第2条第10項の元請業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該対象解体工事の発注者（同法第2条第10項の発注者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、規則で定めるところにより、当該対象解体工事を開始する日までに、当該対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について、書面を交付して説明するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

2 対象解体工事の元請業者は、当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了したときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を適正に処理した旨を当該対象解体工事の発注者に書面を交付して報告するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

3 対象解体工事以外の解体工事の元請業者は、前2項の規定に準じて、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理について、当該解体工事の発注者に書面を交付して説明し、又は報告するよう努めるとともに、交付した書面の写しを保存するよう努めなければならない。

4 解体工事の発注者は、前3項の規定による元請業者からの説明及び報告のあったときは、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理の確認に努めなければならない。

5 解体工事の発注者は、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、当該解体工事の元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、速やかにその旨を知事に通報するよう努めるものとする。

<規則>

(説明及び報告の方法等)

第14条 条例第13条第1項の規定による説明は、対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの数量、処分を行う事業者及び処分の場所、処分方法並びに処理に要する費用の額を記載した書面を交付することにより行うものとし、同項の規定による保存は、当該説明の日から5年間行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による報告は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、同項の規定による保存は、当該報告の日から5年間行うものとする。

(1) 対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この号及び次号において「法」という。）第12条の3第4項、同条第5項又は法第12条の5第6項の規定により産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日（産業廃棄物管理票を複数交付しているときは、最後に写しの送付を受けた日）から15日以内に当該産業廃棄物管理票の写しを提示し、適正に処理した旨を記

載した書面を交付することにより行う方法

(2) 対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に係る法第12条の5第5項の規定により通知を受けた日から15日以内に当該通知を提示し、適正に処理した旨を記載した書面を交付することにより行う方法

(3) 対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了した日から15日以内に当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の種類ごとの数量、処分場所、処分方法及び最終処分終了年月日を記載した書面を交付（対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分を自ら行った場合に限る。）することにより行う方法

（勧告及び公表）

第14条 知事は、対象解体工事の元請業者が前条第1項又は第2項の規定に違反して、当該対象解体工事の発注者に説明若しくは報告をせず、若しくは虚偽の説明若しくは報告をし、又は交付した書面の写しを保存しなかったと認めるときは、当該元請業者に対し、同条第1項又は第2項の説明又は報告その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた対象解体工事の元請業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該元請業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

廃棄物処理法の累次の改正やこの条例の制定により、排出事業者責任の強化、不法投棄対策の推進等が図られてきました。しかしながら、依然として、不法投棄等の不適正な処理が発生しており、本県における不法投棄の発生件数は近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約72%、投棄量で約99%を占めており、その大半は解体工事により発生したものとなっています。

こうした状況を踏まえ、解体工事の元請業者（排出事業者）の廃棄物の適正処理に係る意識向上を図るための規定を追加し、排出事業者責任の更なる徹底を図っていくこととしました。

【解説】

1) 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等（第13条）

① 「対象解体工事」とは（第1項）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の第2条第3項第1号に規定する解体工事で、同法第9条第1項に規定する対象建設工事（建築物の解体：延床面積80m²以上、工作物の解体：請負金額500万円以上）のことを指します。

②「書面を交付して説明する」、及び「書面の写しを保存」とは（第1項）

元請業者（排出事業者）は、発注者に対して解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関して、産業廃棄物の種類ごとの数量、処分を行う事業者及び処分の場所、処分方法並びに処理に要する費用の額を記載した書面を交付し、その書面に基づき説明をするとともに、発注者への説明を行った日から起算して5年間、交付した書面の写しを保存する必要があります。

また、説明の義務を履行したことを客観的に示すため、元請業者（排出事業者）は交付した書面の写しに説明年月日を記載し、発注者の署名又は記名及び押印を受けることなどにより確認を受けてください。

なお、発注者の署名又は記名及び押印は、契約者本人ではなく、契約行為の担当者等でも差し支えありません。

③「処分を行う事業者及び処分の場所、処分方法並びに処理に要する費用の額」とは（規則第14条第1項）

元請業者（排出事業者）が直接管理できる内容を記載することで差し支えありません。例えば、元請業者（排出事業者）が処分を委託する場合には元請業者（排出事業者）が直接委託する処分業者を記載することで足り、当該処分業者が中間処理後に最終処分（再生を含む）を委託する場合は最終処分業者までの記載はなくても差し支えありません。また、元請業者が自ら処分する場合には、自ら最終処分（再生を含む）する場合は当該最終処分に係る内容を記載することとし、自ら中間処理を行った後、中間処理産業廃棄物を処分委託する場合は、自ら行う中間処理及び中間処理産業廃棄物の処分委託に係る内容を記載することとなります。

なお、「処理に要する費用の額」には、収集運搬費用を含みます。

④「書面を交付して報告する」、及び「書面の写しを保存」とは（第2項）

元請業者（排出事業者）は、法第12条の3第4項、第5項又は法第12条の5第6項の規定により産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日、法第12条の5第5項の規定により情報処理センターからの通知（電子マニフェスト）を受けた日、又は元請業者（排出事業者）が自ら最終処分を行った場合は最終処分が終了した日から15日以内に、適正に処理した旨を記載した書面を交付し、その書面に基づき報告をするとともに、発注者への報告を行った日から起算して5年間、交付した書面の写しを保存する必要があります。

規則第14条第2項第1号から第3号について、第1号は産業廃棄物管理票を使用して処分委託した場合、第2号は電子マニフェストを使用して処分委託した場合、第3号は自ら最終処分した場合となるが、複数の方法により処分を行った場合は、第1号から第3号の複数の方法を組み合わせて一括して行うこととなります。その場合においては、いずれかの方法の最も遅い時期が報告の期限となります。

交付した書面については第13条第1項に基づく説明と同様に発注者の署名又は記名及び押印を受けることなどにより確認を受けてください。

なお、第13条第2項に規定する書面の写しの保存については、交付した書面の写しが対象になるものであり、その際に提示した産業廃棄物管理票や電子マニフェストは条例上の保存義務の対象にはなりません。

⑤「適正に処理した旨を報告」とは（第2項）

排出事業者には、産業廃棄物が最終処分されるまでの間、適正に処理が行われるよう必要な措置を講ずることが求められていることから、第13条第2項において、元請業者（排出事業者）に対して最終処分が終了したときに発注者に報告することを義務付けています。しかしながら、最終処分までに時間を要する産業廃棄物が発生するなどした場合、工事の契約期間の終了後に最終処分が終了することも想定される。この場合については、最終処分が終了した段階で報告することが基本となるものの、工事の契約終了時点（引き渡しの際）において適正に処理されることが確実に見込まれ、かつ、発注者が合意していれば、工事の契約終了時点における処理の状況を報告することで差し支えありません。

なお、この場合においては、確実に処理する旨と仮に契約期間終了後に不適正な処理が判明した際には発注者に報告する旨の誓約書等を元請業者（排出事業者）は発注者に提出することが必要になります。

⑥「適正な処理の確認に努める」とは（第4項及び第5項）

発注者は、元請業者（排出事業者）から説明及び報告を受けることにより解体工事に伴い生じた産業廃棄物の適正処理の確認に努めることに加え、当該産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、元請業者（排出事業者）に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに県に通報するよう努める必要があります。

2) 勧告及び公表（第14条）

知事は、対象解体工事の元請業者（排出事業者）が第13条第1項又は第2項の規定に違反して、当該対象解体工事の発注者に対して、説明若しくは報告をせず、若しくは虚偽の説明若しくは報告をし、又は交付した書面の写しを保存しなかったときは、その元請業者（排出事業者）に対し、第13条第1項又は第2項の説明又は報告その他必要な措置を講ずるよう勧告することとしています。

対象解体工事の元請業者（排出事業者）が勧告に従わないときは、第14条第2項の規定により原則として公表することとしています。行政手続法に準じて行う意見聴取により、正当な理由があると認められる場合はこの限りではありません。

なお、公表は、県のホームページへの掲載により行うこととします。

2 土地所有者等の義務（第15条～第18条）

（所有地等の使用方法等の確認）

第15条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であつて、当該所有地等において産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、当該他の者（以下「借地人等」という。）にあらかじめその土地の使用方法を確認するとともに、その使用の状況を確認するよう努めなければならない。

（不適正な処理が行われた場合の措置）

第16条 土地所有者等は、所有地等において借地人等により産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、当該借地人等に対し当該不適正な処理の中止を請求するよう努めるとともに、速やかに不適正な処理が行われている旨を知事に通報するものとする。

（生活環境保全上の支障の除去等への協力）

第17条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、法第19条の5第1項の規定により処分者等が講ずる措置、法第19条の6第1項の規定により排出事業者等が講ずる措置又は法第19条の8第1項の規定により知事が講ずる措置に協力しなければならない。

（土地所有者等への指導）

第18条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その拡大又は悪化のおそれがあると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、不適正な処理の拡大又は悪化の防止のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

【趣旨】

産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処理については、廃棄物処理法の罰則強化や監視指導の拡充等にもかかわらずその発生が後を絶たない状況であり、生活環境への悪影響が懸念される事例も県内で発生しています。

この背景には、安易に土地を提供したり、その使用状況を長期間確認していないといったことが見受けられるなど、土地所有者等の産業廃棄物に対する認識が低いこともあり、このような不適正な処理を発生させる要因の一つとなっています。

また、土地所有者等が借地人等の持ち込んだ産業廃棄物の保管方法に問題があることに気づきながらも、通報が遅かったり、黙認したりするなど適切な対応を怠ることで、産業廃棄物が大量に不適正保管され、原因者（借地人等）の資力では速やかな改善が不可能な状態となってしまうことがあります。

そのため、土地所有者等が産業廃棄物を取り扱う者に土地を貸す場合には、あら

かじめ当該土地の使用方法の確認に努めることとし、産業廃棄物を取り扱う者への安易な土地提供の抑止を図るとともに、借地人等の適正な処理への意識の向上を促し、不適正な処理の未然の防止を図ることとしています。

また、土地所有者等が不適正な処理を発見した場合は、借地人等への不適正な処理の中止の請求や知事への通報の規定を設け、産業廃棄物の不適正な処理の早期発見・早期対応を図ることとしています。

産業廃棄物の不適正処理の未然防止に関しては、土地の適正管理が重要であることから、土地所有者等に対する義務等を条例で規定しているところですが、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その拡大又は悪化のおそれがある場合には、県は土地所有者等に対し協力を求めるため、必要な措置（立入禁止看板や侵入防止柵の設置など）の実施を指導することができることとしています。

【参考】 廃棄物処理法の関連規定

- ・ 第 5 条 清潔の保持
- ・ 第 19 条の 5 処分者等に対する措置命令
- ・ 第 19 条の 6 排出事業者等に対する措置命令
- ・ 第 19 条の 8 生活環境の保全上の支障の除去等の措置

【解説】

1) 「借地人等」とは（第 15 条）

契約（口頭契約も含む。）により有償無償にかかわらず所有地等を借り受けて使用する者、管理委託を受けた者、転賃借により土地を使用する者などをいいます。

2) 「土地の使用方法を確認」とは（第 15 条）

搬入しようとする産業廃棄物の種類、その状態、含まれる有害物質の有無など、廃棄物そのものの性状のほか、搬入された後の保管方法、保管期間、飛散・流出防止対策や処理の方法などを確認することをいいます。

3) 「使用の状況を確認」とは（第 15 条）

現地を目視により確認することを原則としますが、遠隔地であるなどの事情に応じ、自らの責任において、実地に土地の使用状況が確認できる知人等に電話等で聴取を行うことなども含まれます。

また、使用状況の確認は、契約の期間中に 1 度だけ行えば良いということではなく、使用状況に応じて適宜確認するよう努める必要があります。

確認の内容については、土地所有者等が借地人等にあらかじめ聞き取った使用方法と相違がないか、産業廃棄物の搬入が行われている場合は、保管方法や飛散・流出対策が計画どおり十分効果を発揮しているかということについて確認するものです。

4) 「中止を請求する」とは（第 16 条）

不適正な処理が行われたことを知ったときに、現に行っている行為を止めさせることだけでなく、廃棄物の飛散・流出等がある場合はその対策を講じ、適正な処理となるよう要求することも含まれています。

5) 「通報」とは(第16条)

通報は、早期発見・早期対応による不適正な処理の規模拡大の防止、原因者の特定による原状回復に結びつく有効な手段であり、比較的容易に対応できる手段でもあることから、土地所有者等の義務としています。その方法は、電話、来訪による他、郵送、FAX、電子メール等により行うことも可能です。

また、土地所有者等が借地人等に対し、不適正な処理を止めるよう請求した後、改善されたか否かに関わらず、県に通報を行う必要があります。

なお、通報を受けた場合は、県は速やかに現地を調査することとしています。

6) 「支障の除去等への協力」とは(第17条)

例えば、産業廃棄物の不適正な処分が行われた場合において、原因者等が周辺の生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のための措置として、状況調査や産業廃棄物の除去等を行う場合、これらが速やかに行えるよう協力していただくことをいいます。

3 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮（第19条～第34条）

（産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等）

第19条 産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理の方法について計画段階から関係住民等との合意形成を図るとともに、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理に当たり関係地域の生活環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

【趣旨】

本県では、産業廃棄物処理業に用いる処理施設の設置等にあたっては、指導要綱に基づき関係住民等からの同意取得等を求め、その後、この条例の施行後においても同意取得手続を要綱に委任し、施設設置許可等の審査に係る事前手続として運用を図ってきました。

指導要綱による手続は、事業計画者と関係住民等が合意形成を図る方法として機能してきましたが、関係住民等が事業計画の内容を十分に確認したうえで意見等を述べる機会を確保することや、関係住民等からの生活環境保全上の意見等に対応することについては、事業計画者の判断に委ねていたため、事業計画に関係住民等の意見等が十分反映されていなかったことも考えられます。

これらの課題等を解消するため、令和2年3月の条例改正により、新たな合意形成手続を定め、関係住民等の意見等が事業計画にしっかりと反映されることにより、生活環境により配慮された施設の設置等が図られる制度を設けました。

今回、新たに規定した手続では、処理施設設置等の計画段階から、事業計画者と関係住民等とのコミュニケーションが図られるよう、事業計画者が事業計画及び生活環境への保全措置等を関係住民等に説明し、関係住民等は当該事業計画等に対して生活環境保全上の見地から意見等を述べるができることとするとともに、これらの手続状況について、関係住民等が内容を確認できるよう、事業計画の内容とともに関係住民等からの意見等の内容及びそれに対する事業計画者の見解を、意見書及び見解書として縦覧に供することとしています。

合意形成手続においては、事業計画者と関係住民等が生活環境保全上の観点から十分なリスクコミュニケーションを図ることが重要であり、最終的には事業計画が生活環境に適正な配慮がなされたものであるとして関係住民等からの理解が得られたことをもって合意形成が図られたとすることが適切であるとの考え方のもと、この節において、必要な手続等を定めているものです。

【解説】

1) 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（第19条）

産業廃棄物の処理施設の設置等にあたっては、計画段階から関係住民等との合意を図りながら進めることを基本としており、その趣旨を踏まえ、必要な事項については第20条から第34条に規定しています（手続の概要は「(参考) 合意形成手続に関するフロー図」を参照）。

なお、第34条第2項の規定により適用除外の認定を受けた事業計画についても、第19条の規定は適用されることから、事業計画者には事前に関係住民等の理解を得ること等が求められます。

(合意形成手続)

第20条 事業計画者は、次の各号に規定する場合は、あらかじめ、この節の規定による手続（以下「合意形成手続」という。）を実施し、第28条第1項の規定による通知を受けておかなければならない。

- (1) 法第14条第1項又は法第14条の4第1項の規定による許可（積替え又は保管を行う場合のものに限り、更新に係るものを除く。）の申請を行おうとする場合
- (2) 法第14条第6項又は法第14条の4第6項の規定による許可（更新に係るものを除く。）の申請を行おうとする場合
- (3) 法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の規定による許可（収集又は運搬に係るものにあつては、積替え又は保管を行う場合のものに限る。）の申請を行おうとする場合
- (4) 法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出に係る変更を行おうとする場合
- (5) 法第15条第1項の規定による許可の申請を行おうとする場合
- (6) 法第15条の2の6第1項の規定による許可の申請を行おうとする場合
- (7) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出に係る軽微な変更を行おうとする場合

2 事業計画者が第28条第1項の規定による通知を受けた日から2年を経過した場合において前項各号の申請又は変更を行っていないときは、当該通知に係る合意形成手続は実施されていないものとみなし、当該通知は、その効力を失う。

(事業計画書の提出)

第21条 事業計画者は、合意形成手続を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 産業廃棄物の処理施設の設置等の目的
- (3) 産業廃棄物の処理施設の設置等の場所
- (4) 産業廃棄物の処理施設の種類
- (5) 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (6) 産業廃棄物の処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (7) 産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画

- (8) 産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画
 - (9) 事業計画書の内容（以下「事業計画」という。）を関係住民等に周知するための説明会（以下単に「説明会」という。）の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法
 - (10) その他規則で定める事項
- 2 事業計画書には、当該産業廃棄物の処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（次項において「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならない。
- 3 知事は、事業計画書の提出があったときは、速やかに、当該事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）の写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。

<規則>

（事業計画書の提出方法等）

第15条 条例第21条第1項の規定による事業計画書の提出は、事業計画書（第8号様式）により行うものとする。

- 2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（産業廃棄物の最終処分場（以下この項において単に「最終処分場」という。）にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第21条第1項第7号の産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画に係る事項として事業計画書に記載すべきものは、次のとおりとする。
- (1) 産業廃棄物の処理施設の位置
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の処理方式
 - (3) 産業廃棄物の処理施設の構造及び設備
 - (4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排

出先等を含む。)を含む。)

- (5) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
 - (6) 悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置
 - (7) その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項
- 4 条例第21条第1項第8号の産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として事業計画書に記載すべきものは、次のとおりとする。
- (1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - (2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - (3) その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項
- 5 条例第21条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路
 - (2) 産業廃棄物の処理施設を使用する日時
 - (3) 産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況
 - (4) 事業計画者の連絡先
 - (5) その他知事が必要と認める事項

【解説】

2) 事業計画書の提出(第21条)

①「設置等の場所」とは(第1項第3号)

設置場所の具体的な地番となります。

②「説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法」とは(第1項第9号)

合意形成手続を進めていくうえでは、関係住民等に分かりやすい事業計画書が作成されるとともに、関係住民等に十分な周知が図られることが非常に重要な事項となります。このため、事業計画者は、関係住民等に十分な周知がされるよう、地域の実情に応じて適切な方法を検討し、説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法を定める必要があります。具体的には、関係住民等の代表者(自治会長等)と意見交換したうえで方法を定めたり、合意形成対象者の把握に努め、個別に周知を行う方法などが考えられます。

なお、周知を実施した際には事業計画者はその記録を残してください。

③「説明会(関係住民等に周知するための説明会)」とは(第1項第9号)

事業計画者が事業計画書の内容を関係住民等に周知するための説明会であることから、参加対象は関係住民等を基本とするものとなります。

④「事業の用に供する施設」とは(規則第15条第2項第1号)

廃棄物の保管場所、排ガスや排水の処理施設、計量施設及び事務所等、当該事

業計画地における廃棄物処理に関するすべての施設となります。

⑤「配置図」とは（規則第15条第2項第1号）

産業廃棄物の処理施設を含め事業の用に供する施設がどのように事業計画地内に配置されるかが判断できる図となります。

⑥「位置」とは（規則第15条第3項第1号）

事業計画地内における位置とし、配置図と兼ねて差し支えありません。

⑦「産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況」とは（規則第15条第5項第3号）

土地利用等に関する事前協議など、事業計画に関して必要となる関係法令上の手続については、事業計画の前提となるため、合意形成手続を始める以前から所管する行政庁に確認し、事業計画書に記載する必要があります。

⑧「生活環境影響調査」とは（第2項）

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき実施することを基本とし、事業計画に応じた必要な事項に関して調査を行っていただく必要があります。

なお、法第15条第3項に基づく周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行った場合は、これに代えて差し支えありません。

（事業計画書の公告及び縦覧）

第22条 事業計画者は、事業計画書の提出を行った後、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、事業計画書の写しを第28条第1項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業計画者が縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表し、当該事業計画書の写しを第28条第1項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

<規則>

（事業計画書の公告の方法等）

第16条 条例第22条第1項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) インターネット上に開設したホームページへの掲載
- (2) 関係地域内の公共の場所における掲示
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (4) その他知事が適当と認める方法

2 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業計画者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類
- (3) 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間
- (4) 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (5) 関係住民等は、意見書を提出することができる旨及び提出期限、提出先その他の意見書の提出に必要な事項
- (6) 事業計画者は、関係住民等から意見書の提出があったときは、見解書を作成し、縦覧に供する旨
- (7) 関係住民等は、事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、再意見書を提出することができる旨
- (8) 事業計画者は、関係住民等から再意見書の提出があったときは、再度見解書を作成し、縦覧に供する旨
- (9) 第6号及び前号の縦覧の場所その他の縦覧に必要な事項並びに再意見書の提出期限その他の再意見書の提出に必要な事項を公告する方法
- (10) その他知事が必要と認める事項
(事業計画書の縦覧に供する場所)

第17条 条例第22条第1項の規定により事業計画書の写しを縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業計画者の事務所
- (2) 関係市町の庁舎その他の関係市町の施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業計画者が利用できる適切な施設

2 事業計画者は、前項のいずれかの場所で縦覧に供するほか、事業計画書の写し及び事業計画の概要をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(事業計画書の公表等)

第18条 条例第22条第2項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) インターネット上の県が開設するホームページへの掲載
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第22条第2項の規定により事業計画書の写しを一般の閲覧に供する場所は、関係地域を管轄する地域防災総合事務所等とする。

3 条例第22条第2項の規定により一般の閲覧に供された事業計画書の写しを閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、三重県の休日定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、閲覧することができる。

4 閲覧者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業計画書の写しを指定された場所で閲覧し、当該場所から持ち出さないこと。
- (2) 事業計画書の写しを汚損し、棄損し、又は紛失しないこと。

5 知事は、前項の規定に違反した者に対し、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

【解説】

3) 事業計画書の公告及び縦覧（第22条）

①「事業計画書の縦覧に供する場所」とは（規則第17条第1項）

事業計画書の縦覧に供する場所は、「できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする」としていることから、地域の実情に応じて、複数の場所で縦覧を行うなどの配慮が望まれます。

②「インターネットの利用その他適切な方法により公表」とは（規則第17条第2項）

事業計画書の写し及び事業計画の概要についてはインターネットの利用その他適切な方法により公表する必要があります。「その他適切な方法」とは、インターネットの利用と同等程度に周知される方法を指しており、現時点においては想定されず、入念的に定めたものです。インターネットの利用による公表は、事業計画者のホームページによるものが基本となりますが、事業計画者において同環境を用意することが困難である場合は、事業計画者のホームページに限定されるものではありません。

事業計画書の写しの縦覧及び公表については、個人情報が含まれていないことを十分に確認のうえ、行う必要があります。

なお、上記①②については、第23条第2項の規定による説明会の実施状況の概要の縦覧、第25条第1項の規定による見解書の縦覧についても、規則第20条第3項、規則第22条第2項で規則第17条の規定を準用していることから同様の考え方となります。

（説明会の開催等）

第23条 事業計画者は、前条第1項の縦覧を開始した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、その関係地域の属する市町内において、説明会を開催しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定による説明会の開催後、規則で定めるところにより、その説明会の実施状況の概要を作成し、速やかに公告するとともに縦覧に供しなければならない。

<規則>

（説明会の開催の方法等）

第19条 条例第23条第1項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町の区域が含まれる場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

2 事業計画者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、第16条第2項

第5号から第9号までに掲げる事項を説明するものとする。

(説明会実施概要に記載する事項等)

第20条 条例第23条第2項の規定による説明会の実施状況の概要は、次に掲げる事項を記載するとともに、説明会で配布した書類及び図面を添付し作成するものとする。

- (1) 事業計画者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類
- (3) 説明会を開催した日時及び場所並びに参加人数
- (4) 説明会における事業計画に対する意見及び質疑応答の要旨

2 条例第23条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 説明会の実施状況の概要を縦覧する場所及び時間
- (3) 第16条第2項第5号から第9号までに掲げる事項

3 第16条第1項及び第17条の規定は、条例第23条第2項の規定による公告及び縦覧について準用する。この場合において、第17条第1項中「条例第22条第1項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第23条第2項の規定により説明会の実施状況の概要」と、第17条第2項中「事業計画書の写し及び事業計画の概要」とあるのは「説明会の実施状況の概要」と読み替えるものとする。

(事業計画書についての意見書の提出)

第24条 関係住民等は、第22条第1項の規定により事業計画者が事業計画書の公告を開始したときは、説明会（複数あるときは、その最後のもの）を開催した日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を事業計画者に提出することができる。

<規則>

(意見書に記載する事項等)

第21条 条例第24条の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに条例第2条第2項第9号イからハまでの別
- (2) 意見書に係る事業計画者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類の種類
- (3) 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

【解説】

4) 説明会の開催等（第23条）

関係住民等が説明会に先立って十分にその内容を確認できる期間を設ける必要があることから、事業計画書の縦覧を開始した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に説明会を開催することとしています。また、関係住民等が意見書や再意見書を作成するにあたり常に参考とできるよう、条例第22条において手続終了まで事業計画書を縦覧に供することとしています。

なお、関係住民等による意見書の提出期間については、条例第24条において説明会の開催日の翌日から起算して30日を経過する日までとし、再意見書の提出期間についても、条例第25条第2項において事業計画者による見解書の縦覧開始日の翌日から起算して30日を経過する日までとしています。

5) 事業計画書についての意見書の提出（第24条）

条例第24条において「関係住民等は、生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を事業計画者に提出することができる」とし、規則第21条で意見書の記載事項を定めています。この規定に基づき、生活環境の保全上の見地からの意見がある場合は、関係住民等は規則で定める事項を記載した意見書を事業計画者に提出することができます。

規則第21条に定める事項の記載が充足していない意見書であっても、「関係住民等からの意見であること」及び「生活環境保全上の見地からの意見であること」が明らかである場合は条例上の意見として取り扱い、事業計画者は第25条に定める見解書を作成する必要があります。

なお、これらが明らかでない場合の意見や関係住民等からの生活環境の保全上の見地からの意見以外の意見については、原則として条例上の意見としては取り扱われませんが、計画段階から関係住民等との合意形成を図るという条例の趣旨に鑑み、事業計画者として真摯に対応することが求められます。

また、合意形成を図る対象範囲外の住民等からの意見についても、条例上の手続として対象となるものではありませんが、生活環境保全上の不安感の解消に向けて事業計画者として十分な説明責任を果たすことが求められます。

（見解書の公告及び縦覧並びに再意見書の提出）

第25条 事業計画者は、前条の意見書又は次項の再意見書の提出があったときは、当該意見書又は再意見書に記載された意見及びこれについての事業計画者の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、規則で定めるところにより公告するとともに、第28条第1項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 関係住民等は、前項の規定により事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、縦覧の開始の日の翌日から起算して30日を経過する日まで

に、当該見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した再意見書を事業計画者に提出することができる。

<規則>

(見解書の公告する事項)

第22条 条例第25条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業計画者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類
- (3) 見解書の縦覧の場所及び時間
- (4) 関係住民等は再意見書を提出することができる旨及び提出期限、提出先その他の再意見書の提出に必要な事項
- (5) 事業計画者は、関係住民等から再意見書の提出があったときは、再度見解書を作成し、縦覧に供する旨
- (6) 前号の縦覧の場所その他の縦覧に必要な事項を公告する方法
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 第16条第1項及び第17条の規定は、条例第25条第1項の規定による公告及び縦覧について準用する。この場合において、第17条第1項中「条例第22条第1項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第25条第1項の規定により見解書」と、第17条第2項中「事業計画書の写し及び事業計画の概要」とあるのは「見解書」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、条例第25条第2項の規定による再意見書の提出について準用する。この場合において、前条第1項中「意見書」とあるのは「再意見書」と、「事業計画書」とあるのは「見解書」と読み替えるものとする。

【解説】

6) 見解書の公告及び縦覧並びに再意見書の提出（第25条）

事業計画者は、第24条の意見書の提出があったときは、見解書を作成し、公告及び縦覧する必要があります。また、見解書について生活環境保全上の見地からの意見（再意見書）の提出があったときは、当該再意見書に対する見解書を作成し、公告及び縦覧する必要があります。その後も、関係住民等から再意見書が提出される場合は、見解書の作成等の手続を繰り返し実施することとなります。

なお、縦覧及びインターネットの利用等による公表については、見解書（意見書又は再意見書に記載された意見及びこれについての事業計画者の見解を記載した書面）のみが対象であり、意見書を提出した者の氏名及び住所など、個人情報縦覧及び公表に供しないよう十分に留意する必要があります。

(合意形成手続終了の報告)

第26条 事業計画者は、第21条から前条までの規定による手続の実施により関係住民等との合意形成が図られたと判断したときは、その旨の書面（以下「合意形成手続終了報告書」という。）を規則で定めるところにより知事に提出することができる。

2 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する市町長に送付するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該合意形成手続終了報告書の写しを第28条第1項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

<規則>

(合意形成手続終了の報告方法)

第23条 条例第26条第1項の規定による合意形成手続終了報告書の提出は、合意形成手続終了報告書（第9号様式）により行うものとする。

2 前項の合意形成手続終了報告書には、次に掲げる書面又は図面を添付しなければならない。

- (1) 条例第23条第2項の規定に基づき縦覧に供した説明会の実施状況の概要の写し
- (2) 関係住民等から提出された意見書の写し及び当該意見書に対する見解書の写し（再意見書の提出がある場合には、当該再意見書の写し及び当該再意見書に対する見解書の写し）
- (3) 条例第29条第3項の規定による届出をした場合においては、当該届出に係る変更後の事業計画書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第18条の規定は、条例第26条第2項の規定による公表及び閲覧について準用する。この場合において、第18条第2項中「条例第22条第2項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第26条第2項の規定により合意形成手続終了報告書の写し」と、第18条第3項中「条例第22条第2項の規定により一般の閲覧に供された事業計画書の写し」とあるのは「条例第26条第2項の規定により一般の閲覧に供された合意形成手続終了報告書の写し」と、第18条第4項第1号及び第2号中「事業計画書の写し」とあるのは「合意形成手続終了報告書の写し」と読み替えるものとする。

【解説】

7) 合意形成手続終了の報告（第26条）

事業計画者は、第21条から第25条までの規定による手続を適切に実施し、関係住民等との合意形成が図られたと判断したときは手続の終了報告を県に提出することができることとしています。

合意形成手続においては、事業計画者と関係住民等が生活環境保全上の観点から十分なリスクコミュニケーションを図ることが重要であり、最終的には事業計画が

生活環境に適正な配慮がなされたものであるとして関係住民等からの理解が得られたことをもって合意形成が図られたとすることが適切であることから、関係住民等からの生活環境保全上の見地からの意見等が提出される限りにおいては、その時点で理解が得られたとは言えないため、関係住民等から意見書（再意見書を含む）が提出されなくなることをもって、最終的に関係住民等の理解が得られたと判断し、県に合意形成手続の終了を報告することが基本となります。

（関係行政機関の長への照会等）

第 27 条 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったときは、当該合意形成手続終了報告書に係る産業廃棄物の処理施設の設置等に関し関係法令等を所掌している行政機関の長（以下この条及び次条において「関係行政機関の長」という。）に、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について照会するものとする。

2 知事は、前項の規定による照会の結果を踏まえ、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について、事業計画者と関係行政機関の長との協議又は調整が必要と認めるときは、当該事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

3 事業計画者は、前項の規定による通知があったときは、関係行政機関の長と協議又は調整を行い、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。

4 知事は、事業計画者から前項の規定による報告があったときは、速やかに、関係行政機関の長に当該報告の内容と関係法令等との適合性について確認するものとする。

<規則>

（関係行政機関の長との協議又は調整の結果の報告の方法）

第 24 条 条例第 27 条第 3 項の規定による報告は、協議調整済報告書（第 10 号様式）により行うものとする。

【解説】

8）関係行政機関の長への照会等（第 27 条）

事業計画者は、事業計画書等の内容に関して関係法令等との適合性について協議又は調整が必要と認められるとして、県から通知があった場合は、関係行政機関の長と協議又は調整を行い、その結果を県に報告する必要があります。

（手続終了等の通知）

第 28 条 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったとき（前条第 2 項の規定による通知をしたときは、同条第 4 項の規定による確認をしたときは）、事業計画書及び合意形成手続終了報告書その他の書面に基づき、関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを審査し、次の各号のいずれにも該当しないときは、合意形成手続が終了した旨を事業計画者及び関係行政機関の

長に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(1) 第21条から前条までに規定する手続に関する事業計画者の取組が不十分であると認めるとき。

(2) 関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていないと認めるとき。

2 知事は、前項第1号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するとともに、第21条から前条までに規定する手続のうち再度実施する必要があると認められる手続の実施を求めるものとする。

3 知事は、第1項第2号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

4 知事は、前3項の規定による通知を行おうとするときは、必要に応じて生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

<規則>

(準用)

第25条 第18条第1項の規定は、条例第28条第1項の規定による公表について準用する。

【解説】

9) 手続終了等の通知(第28条)

①「取組が不十分であると認めるとき」とは(第1項第1号)

説明会の開催や意見書と見解書のやりとりの状況等から、所定の手続きが適切に実施されていると認められない場合を言い、例えば、関係住民等の意見提出に必要な情報を十分に周知しなかったと認められる場合等が該当します。

②「関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていないとき」とは(第1項第2号)

関係住民等及び関係行政機関の長からの意見等に対し、合理的な説明がなされていない場合や適正な配慮を行っていない場合、見解書で示した内容を事業計画書に適切に反映していない場合等が該当します。

(事業計画書の変更の届出等)

第29条 事業計画者は、その事業計画の全部又は一部を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更事業計画書を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第21条第2項及び第3項並びに第22条から前条までの規定は、前項本文の変更について準用する。この場合において、「事業計画書」とあるのは、「変更事業計画書」と読み替えるものとする。

3 第1項ただし書の軽微な変更をした事業計画者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、関係住民等にその内容の周知を図るものとする。

る。

- 4 知事は、前項の規定による軽微な変更の届出があったときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。

<規則>

(事業計画書の変更の届出等)

第26条 条例第29条第1項本文の規定による変更事業計画書の提出は、変更事業計画書(第11号様式)により、第15条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

2 条例第29条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 条例第21条第1項第1号に掲げる事項の変更
- (2) 第15条第5項第3号又は第4号に掲げる事項の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させることとならないと知事が認める変更

3 条例第29条第3項の規定による届出は、事業計画変更届出書(第12号様式)により、前項各号に掲げる変更の内容を明らかにした書類を添付して行うものとする。

【解説】

10) 事業計画書の変更の届出等(第29条)

事業計画者は、軽微な変更該当しない変更を行った場合は、第29条第1項に規定する変更事業計画書を県に提出し、この節に定める手続きを改めて行う必要があります。

軽微な変更についてはこの限りではありませんが、変更内容を県に届け出るとともに、関係住民等に周知を図る必要があります。

関係住民等に周知を図る方法については規定しておらず、地域の実情に応じて実施することとなりますが、一般的には、第22条第1項に基づく公告及び縦覧の方法が想定されます。

(事業計画書の廃止の届出等)

第30条 事業計画者は、事業計画の全てを廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

2 事業計画者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。ただし、当該事業計画者が第22条第1項の規定による公告を開始する日までに、前項の規定による届出を行ったときは、この限りでない。

<規則>

(事業計画書の廃止の届出等)

第27条 条例第30条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(第13号様式)に

より行うものとする。

2 第16条第1項の規定は、条例第30条第2項本文の規定による公告について準用する。

(許可の取扱い)

第31条 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第28条第1項の規定による通知を受ける前に第20条第1項第1号から第3号まで、第5号又は第6号に掲げる許可の申請を行ったときは、法第7条第5項第4号トに該当するものと判断することができる。

2 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第28条第1項の規定による通知を受ける前に第20条第1項第5号又は第6号に掲げる許可の申請を行ったときは、法第15条の2第1項第2号(法第15条の2の6第2項の規定により準用する場合を含む。)に適合していないものと判断することができる。

【解説】

1 1) 許可の取り扱い(第31条)

合意形成手続きを適切に行わずに県に対して法の許可申請があった場合については、事業計画者が条例上の義務を果たさないという事実等を考慮し、事業計画者が「法第14条第5項第2号イ及び第10項第2号並びに第14条の4第5項第2号及び第10項第2号による法第7条第5項第4号トで規定される申請者の欠格要件(おそれ条項)」に該当する者と判断できることや、合意形成手続で提出された関係住民等の意見等に対して適切な配慮がされていないという状況等を考慮し、事業計画が「法第15条の2第1項第2号で規定される環境適正配慮要件」の該当性について環境適正配慮要件に該当しないものと判断することができる旨を規定しています。

(勧告及び公表)

第32条 知事は、事業計画者が正当な理由なくこの節に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業計画者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業計画者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに事業計画者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(指導及び助言)

第33条 知事は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、この節に規定する手続に関し、事業計画者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(適用除外)

第34条 次に掲げる施設の設置等については、この節の規定は、適用しない。

- (1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項の規定による許可若しくは同条第2項の規定による届出に係る施設又は公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許を受けて埋立てをする場所に設置する施設
 - (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される等自ら移動する施設
 - (3) 国、地方公共団体若しくは法第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する施設又は既設の施設であって公共事業によりその構造、位置等を変更等するもの
- 2 知事は、規則で定めるところにより、その設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設について、その申請により、認定することができる。
- 3 前項の規定により認定された産業廃棄物の処理施設の設置等については、第20条から第28条までの規定は、適用しない。

<規則>

(適用除外)

第28条 条例第34条第2項の規定による申請は、適用除外認定申請書（第14号様式）により、第15条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 2 知事は、条例第34条第2項の規定による生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設として認定をしたときは、事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

【解説】

12) 適用除外（第34条）

- ① 次に掲げる施設の設置等第34条第1項各号に掲げる施設の設置等については、この節に定める規定が適用されませんが、各要件に適合するかに関して事前に事業計画地の所在地を管轄する地域防災総合事務所等にご相談ください。

なお、第34条第1項第2号の規定は、排出事業所内で中間処理を行う場合（例．建設系廃棄物にあつては工事現場、感染性廃棄物にあつては病院敷地内等）に限られ、それ以外の場合は、固定式として本条例が適用されます。

- ② 第34条第2項の「その設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設」とは、以下のイからハを基本とし、申請内容及び地域の実情に応じて個別に認定されるものとなります。

なお、ハについては、リサイクルを推進するために規定した指導要綱の運用においてこれまで大きな問題は生じていないことからその考え方を踏襲したものです。

- イ 施設の更新であって更新に伴い周辺影響へ与える影響が同じか低減される場合であり、処理能力が増大する場合は10%未満の増加である場合
- ロ 処理施設が都市計画法第9条第13号に定める工業専用地域等に設置され、かつ地域への環境影響を勘案して支障がない場合
- ハ 再資源化のみを目的とした施設の設置等であり、かつ周辺環境への影響に対して十分な配慮がなされたものである場合（処理後物が一般的に再生資源として流通していること等を前提とします）

13) その他

環境影響評価制度の対象となる事業計画の場合は、本条例で定めている説明会の開催などについて、事前に県と協議を行い、事業計画者が関係住民等に周知したうえで、環境影響評価制度の手続と併せて実施することができます。

4 産業廃棄物の処理状況等の透明化（第35条・第36条）

（1）産業廃棄物の処理状況の報告等（第35条）

（産業廃棄物の処理状況の報告等）

第35条 産業廃棄物処理業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該報告に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲
- (3) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (4) 処理した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地
- (5) 処理した産業廃棄物の種類及び数量
- (6) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表するものとする。

3 知事は、産業廃棄物処理業者が第1項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲について、公表することができる。

<規則>

（産業廃棄物の処理状況の報告方法等）

第29条 条例第35条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次に掲げる区分に応じた報告書により行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬の状況 産業廃棄物収集又は運搬状況報告書（第15号様式）
- (2) 産業廃棄物の処分の状況 産業廃棄物処分状況報告書（第16号様式）

2 条例第35条第1項第6号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬の状況
 - イ 産業廃棄物の運搬先の処分業者の氏名（法人にあってはその名称）及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号
 - ロ 当該産業廃棄物に係る処分を行う場所の所在地
 - ハ 当該産業廃棄物の処分の方法
 - ニ その他知事が必要と認める事項
- (2) 産業廃棄物の処分の状況

- イ 事業の用に供する産業廃棄物を処理する施設の状況
- ロ 収集又は運搬を行った者の氏名（法人にあってはその名称）及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号
- ハ 当該産業廃棄物の処分の方法
- ニ その他知事が必要と認める事項

（報告された処理状況の公表事項等）

第30条 条例第35条第2項の規定による公表は、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。

2 前項の公表は、報告者の事務所又は事業場の所在地を管轄する三重県環境生活部又は地域防災総合事務所等において、一般の閲覧に供するものとする。

【趣旨】

産業廃棄物処理施設の周辺地域では、その施設で処理されている廃棄物の性状や処理状況について高い関心が寄せられており、従来から処理業者から報告される産業廃棄物の処理実績の情報公開請求が行われています。

こうした情報に関しては、廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令（平成12年6月13日 厚生省令第101号）により、同施行規則第14条（報告の徴収）が削除され、産業廃棄物処理業者の処理実績の報告義務が無くなったことに伴い、県では全処理業者に対し任意の報告を求めていましたが、十分な報告が得られず、情報公開にも充分に対応しているとはいえない状況にありました。

このため、産業廃棄物処理業者に対して処理実績の報告義務を課すとともに、その内容を産業廃棄物処理施設の周辺地域住民等に情報提供することとしています。

なお、報告の実効性や虚偽の報告を防止するため、報告がなされない場合はその旨を公表するとともに、虚偽の報告については罰則を設けています。

【解説】

1) 報告が必要な産業廃棄物処理業者とは

条例第2条第2項第1号に規定する産業廃棄物処理業者のうち、前年度（報告する年の前年の4月1日から報告する年の3月31日までの間）において三重県の許可を有していた者が対象となります。

そのため、報告年度の前年度中に許可を取得した者も報告の対象となります。

2) 「報告の内容」とは（第2項）

報告年度の前年度1年間において委託された産業廃棄物の収集、運搬または処分の処理実績であり、収集運搬業者においては、三重県内に所在する搬出場所（排出事業者）又は搬入場所（処分業者）に係わる収集運搬の実績、処分業者（中間処理業者、最終処分業者）において三重県内で処分した実績です。

なお、産業廃棄物処理業者であっても、自らが排出事業者となる産業廃棄物の処理、例えば、自らによる建築・解体作業等によって排出した廃棄物の運搬等の処理については、報告の対象とはなりません。

3)「公表」とは(第2項及び第3項)

報告内容の公表は、当該年度に提出のあった報告書を取りまとめた後、次年度の公表までの間、当該報告者の事務所等の所在地を管轄する地域防災総合事務所等(県内処理業者)及び県庁(県外処理業者)にて報告書を閲覧に供することにより行います。

公表する内容は、情報公開条例第7条各号に該当する情報を除いたものとしています。

なお、報告を怠ったものの公表は、県のホームページへの掲載により行うこととします。

(2) 行政処分等の公表 (第36条)

(行政処分等の公表)

第36条 知事は、法第12条の6第3項、法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）、法第14条の3の2第1項若しくは第2項（法第14条の6において準用する場合を含む。）、法第15条の2の7、法第15条の3、法第19条の3第2号（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）、法第19条の5第1項（法第17条の2第3項及び法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）、法第19条の6第1項、法第19条の11第1項又は特別措置法第12条第1項（特別措置法第15条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときは、当該処分内容及び次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該処分を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の処分（法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）、法第14条の3の2第1項及び第2項（法第14条の6において準用する場合を含む。）並びに法第15条の3の規定によるものを除く。）を受けた者から、当該処分に係る改善措置等の報告があったときは、その旨を公表することができる。

<規則>

(行政処分等の公表)

第31条 条例第36条第1項第2号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 当該処分に至った理由

(2) 当該処分を受けた者が産業廃棄物処理業者である場合にあっては、その許可の内容

【趣旨】

事業者はその事業活動によって生じた産業廃棄物の処理を他人に委託する場合においても、最終的に処分されるまでその責任を負うことから、処理業者の行政処分情報は重要であり、迅速な情報提供が求められています。

そのため、処理業者の行政処分の情報を広く公表することとしています。

また、排出事業者等の処理責任の徹底を図るため、不適正な処理を行った排出事業者の行政処分の情報も公表するなど、産業廃棄物の不適正な処理に係る情報を広く提供することにより、これらの防止を図ることとしています。

【参考】 廃棄物処理法、特別措置法に基づく行政処分

- ・第12条の6第3項 マニフェストにかかる命令
- ・第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。） 産業廃棄物処理業停止命令（特別管理産業廃棄物処理業停止命令）
- ・第14条の3の2（第14条の6において準用する場合を含む。） 産業廃棄物処理業許可取消（特別管理産業廃棄物処理業許可取消）

- ・第15条の2の7 産業廃棄物処理施設の改善命令若しくは使用の停止命令
- ・第15条の3 産業廃棄物処理施設許可取消
- ・第19条の3 改善命令
- ・第19条の5 処分者等に対する措置命令
- ・第19条の6 排出事業者等に対する措置命令
- ・第19条の11 土地の形質変更に関する措置命令
- ・特別措置法第12条第1項 PCB廃棄物の保管事業者に対する改善命令

【解説】

1) 「公表」とは（第1項及び第2項）

廃棄物処理法に基づく許可の取消又は改善命令等の行政処分をしたときは、処分された者の名称、所在地、処分年月日、処分の理由及び産業廃棄物処理業者である場合は許可の内容について、県のホームページへの掲載によって、速やかに公表することとします。公表期間については、優良認定制度において遵法性に係る基準（特定不利益処分を受けていないこと）が設定されていることを踏まえ、概ね7年間とします。

また、改善命令や措置命令の公表を行ったものから、その改善措置等の状況について報告があった場合は、これらの内容を排出事業者及び周辺地域住民に周知するために県のホームページへの掲載によって公表を行うこととします。

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理(第37条～第39条)

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等)

第37条 事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を県内で保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物を紛失したときは、直ちに紛失の状況について調査するとともに、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物を回収する措置を講じなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等)

第38条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する施設の故障、破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、保管事業者は、直ちにその事故の状況を知事に通報しなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等)

第39条 保管事業者は、前2条の規定に該当するときは、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失の状況又は事故時の応急の措置の状況
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のための必要な措置
- (3) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、遅滞なく紛失又は事故の発生した場所の所在する市町長に通知しなければならない。

<規則>

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失時等の届出等)

第32条 条例第39条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる届出書により行うものとする。

- (1) 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失が判明したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書（第17号様式）
- (2) 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の破損、ポリ塩化ビフェニルの環境への飛散及び流出等の事故が発生したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書（第18号様式）

2 条例第39条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場の名称及び所在地
- (3) 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類等

- | |
|---|
| (4) 紛失が判明した日又は事故が発生した日時
(5) その他知事が必要と認める事項 |
|---|

【趣旨】

PCB廃棄物は、平成13年7月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の種類ごとに処分期間が定められていますが、処分するまでの間は、PCB廃棄物を所有する事業者が適切に保管する必要があり、その保管及び処分の状況について毎年度報告する義務が課せられています。

また、PCB廃棄物は、廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物として位置づけられているにも拘わらず、県内でPCB廃棄物の安易な紛失又は破損（以下「紛失等」といいます。）の事例が発生しています。

このため、PCB廃棄物を保管する事業者がPCB廃棄物の紛失等をした際に届出義務を課すとともに、紛失等に係る情報を速やかに公表することにより、事業者の管理責任の明確化と安易な紛失等の抑止を図ることとしています。

なお、届出の実効性を担保するため、届出義務違反には罰則を設けています。

【解説】

1) 「応急の措置」とは（第38条第1項及び第39条第1項）

周辺環境への汚染の状況を確認するとともに、PCB廃棄物の飛散、流出、地下浸透等がある場合には、被害の拡大の防止策を実施するなど、周辺環境への影響を最小限に止めるために必要な応急の措置をいいます。

2) 「通報」とは（第38条第2項）

PCB廃棄物に係る事故が生じた場合は、直ちに電話等により県に連絡する必要があります。

3) 「届出」とは（第39条）

PCB廃棄物に係る紛失等が発生した場合は、PCB汚染物の回収等の必要な措置を行った上で、原因究明及び再発防止策等について速やかに届出書を提出する必要があります。

4) 「公表」とは（第39条第2項）

①紛失時

紛失したPCB廃棄物の量、濃度、汚染場所等の情報は、周辺住民の安全対策のために必要な情報であることから、届出を受理した場合は、速やかに保管事業者名等を含めて県のホームページに掲載すること等により、公表することとします。

②事故時

PCB廃棄物に係る事故が発生した場合は、河川への流出、地下浸透、あるいは不適正な焼却による大気への拡散等により、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるため、事故発生地域周辺の安全確保の観点から、届出内容を直ちに県のホームページに掲載すること等により公表することとします。

第4章 雑則（第40条～第42条）

1 産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取（第40条）

（産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取）

第40条 知事は、法第19条の5、法第19条の6又は法第19条の8の規定による措置を講じ、又は講ずることを命じる場合においては、あらかじめ、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

【趣旨】

廃棄物処理法では、処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われたことにより、生活環境の保全上の支障等が生じている、又は生じるおそれがあるときには、不適正な処分を行った者に対し支障等の除去を命ずることができるとともに、原因者が支障等の除去を行わない場合は、生活環境の保全を図るため、行政が代執行でできることが定められています。

このため、生活環境の保全上の支障等が生じるおそれがあるか否かの判断や、講ずべき措置又は命ずる措置の妥当性の判断が困難な場合については、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くことにより、的確で実効性のある措置命令の発出に資するものとしています。

【解説】

1) 専門知識を有する者とは

地方自治法第174条第2項により専門委員として知事に選任された者をいいます。

2 報告及び検査等（第41条）

（報告及び検査等）

第41条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者に対し、産業廃棄物の保管若しくは処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

<規則>

（証明書の様式）

第33条 条例第41条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第19号様式）とする。

【趣旨】

この条例の実効性を確保するために、知事が事業者等に対して必要な報告を求め、または県の職員に立入検査をさせることができることを規定しています。

なお、立入検査は、本条例の施行に必要な範囲に限り行うものであって、犯罪捜査のためのものではありません。

3 委任（第42条）

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<規則>

（補則）

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

【趣旨】

この条例を施行するに当たって必要な事項は、規則等で定めることとしたものです。

第5章 罰則（第43条～第46条）

第43条 第39条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定による届出をしなかった者
- (2) 第35条第1項の規定による報告について、虚偽の報告をした者
- (3) 第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第45条 第8条第3項の規定による届出をしなかった者は、科料に処する。

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第43条又は第44条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

この条例に定める規定の実効性を担保するため、無届や虚偽届出に対する罰則、立入検査に関する無報告、虚偽報告、立入検査の拒否等について罰則を規定しています。

【解説】

1) 20万円以下の罰金

PCB廃棄物保管事業者の紛失時並びに事故時の届出義務違反（第39条第1項）

2) 10万円以下の罰金

- ①産業廃棄物の保管場所の届出義務違反（第8条第1項）
- ②産業廃棄物の処理状況の報告義務違反（第35条第1項）
- ③立入検査の拒否等（第41条第1項）

3) 科料

産業廃棄物の保管場所の変更届出義務違反（第8条第3項）

4) 両罰規定

違反者のみならず、その業務主である法人又は自然人にも罰金を科すものです。（第46条）

附則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年三重県条例第7号。以下「生活環境保全条例」という。)第87条第1項又は第2項の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの条例第7条第1項又は第2項の規定に基づいてされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にその事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所(工場等又は解体作業現場等をいう。)以外の場所(県の区域内に限る。)で保管している事業者についての第8条第1項の規定の適用については、同項中「保管を開始する日」とあるのは「平成21年6月30日」とする。
- 4 この条例の施行前に生活環境保全条例第88条第1項の規定によりされた届出は、この条例第9条第1項本文又は第2項本文の規定によりされた届出とみなし、生活環境保全条例第89条の規定によりされた届出は、この条例第10条第1項本文又は第2項本文の規定によりされた届出とみなす。この場合において、この条例第12条第1項から第3項までの規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行前に生活環境保全条例第90条第1項の規定によりされた勧告は、この条例第11条第1項の規定によりされた勧告とみなし、生活環境保全条例第90条第2項の規定によりされた手続その他の行為は、この条例第11条第2項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 6 この条例の施行前に生活環境保全条例第95条第2項の規定によりされた手続その他の行為は、この条例第17条の規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 7 第19条第1項の規定は、この条例の施行前に知事がした処分については適用しない。
- 8 この条例の施行前に生活環境保全条例第104条第1項の規定によりされた手続その他の行為(同条例第88条に規定する届出がなされた県外排出事業者に係るものに限る。)は、この条例第23条第1項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年3月23日三重県条例第17号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月24日三重県条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定、

第9条第2項の改正規定（「同号へ」を「同号ト」に改める部分に限る。）並びに第19条の改正規定及び同条を第36条とする改正規定（「第19条」を「第36条」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に締結された契約に係る解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第3項第1号の解体工事をいう。）については、この条例による改正後の三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（次項において「新条例」という。）第13条及び第14条の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際産業廃棄物の処理施設の設置等について規則で定める手続を既に開始している場合において、当該手続を終了したと認められるときは、当該産業廃棄物の処理施設の設置等について新条例第2章第3節の規定は、適用しない。

<規則>

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成13年三重県規則第39号。以下「生活環境保全条例施行規則」という。）第94条第1項の規定によりされた手続その他の行為は、この規則第3条第1項の規定によりされた手続その他の行為とみなし、生活環境保全条例施行規則第94条第2項の規定によりされた手続その他の行為は、この規則第3条第2項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月30日三重県規則第19号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日三重県規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月10日三重県規則第61号抄）

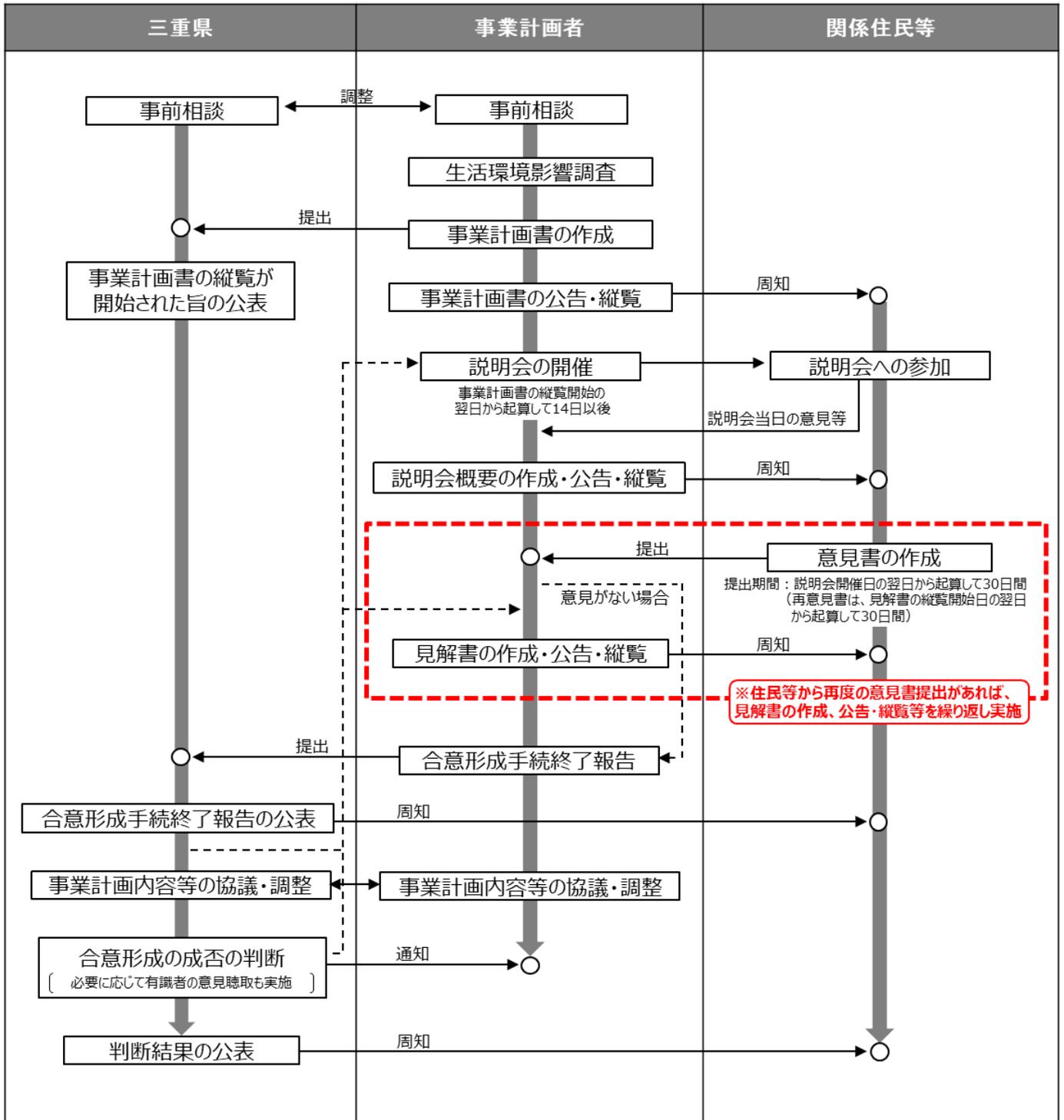
- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第22号）附則第3項の規則で定める手続は、三重県産業廃棄物処理指導要綱（平成10年6月5日付け三重県公報第964号公告）第8条、第9条第2項から第4項まで及び第10条から第16条までの規定による手続とする。

【趣旨】

この条例を施行するにあたって必要な附則を定めたもので、令和2年3月の条例改正により定めた「解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等」（第13条及び第14条）の規定は、改正条例の施行の日（令和2年10月1日）より前に締結された契約に係る解体工事については適用されません。

また、同改正により定めた「産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮（第19条～第34条）」の規定は、改正条例の施行の日（令和2年10月1日）より前に産業廃棄物の処理施設の設置等について指導要綱第8条、第9条第2項から第4項まで及び第10条から第16条までの規定による手続を開始し、この条例の施行前及び施行後にこれらの手続をすべて終了したときは適用されません。

(参考) 合意形成手続に関するフロー



上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査